

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由及び内容

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数を改定するほか、所要の改正をする。

(1) 給料表の改定

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、給料月額の上上げを行う。

・勧告の内訳

給与の改定額・・・平均11,029円(2.89%)

給料 9,191円

はね返り 1,838円

※1 初任給について、民間企業及び国における初任給の動向等を踏まえて引上げを行う。

※2 若年層の職員に重点を置きつつ、全ての級及び号給について給料月額の上上げを行う。

(2) 諸手当の改定

ア 期末手当及び勤勉手当の支給月数を次のとおり引き上げる。

			年間支給月数		
			現行	令和6年度(案)	令和7年度以降(案)
定年前 再任用 短時間 勤務職員 以外の職員	管理職員 以外の職員	期末手当	2.40	2.50(+0.10)	2.50(+0.10)
		6月	1.200	1.200(――)	1.250(+0.050)
		12月	1.200	1.300(+0.100)	1.250(+0.050)
		勤勉手当	2.25	2.35(+0.10)	2.35(+0.10)
		6月	1.125	1.125(――)	1.175(+0.050)
		12月	1.125	1.225(+0.100)	1.175(+0.050)
		合計	4.65	4.85(+0.20)	4.85(+0.20)
	管理職員	期末手当	2.05	2.15(+0.10)	2.15(+0.10)
		6月	1.025	1.025(――)	1.075(+0.050)
		12月	1.025	1.125(+0.100)	1.075(+0.050)
		勤勉手当	2.60	2.70(+0.10)	2.70(+0.10)
		6月	1.300	1.300(――)	1.350(+0.050)
		12月	1.300	1.400(+0.100)	1.350(+0.050)
		合計	4.65	4.85(+0.20)	4.85(+0.20)
	管理職員 以外の職員	期末手当	1.35	1.40(+0.05)	1.40(+0.05)
		6月	0.675	0.675(――)	0.700(+0.025)

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		12月	0. 675	0. 725 (+0. 050)	0. 700 (+0. 025)
		勤勉手当	1. 1 0	1. 1 5 (+0. 0 5)	1. 1 5 (+0. 0 5)
		6月	0. 550	0. 550 (——)	0. 575 (+0. 025)
		12月	0. 550	0. 600 (+0. 050)	0. 575 (+0. 025)
		合計	2. 4 5	2. 5 5 (+0. 1 0)	2. 5 5 (+0. 1 0)
	管理職員	期末手当	1. 1 7 5	1. 2 2 5 (+0. 0 5)	1. 2 2 5 (+0. 0 5)
		6月	0. 5875	0. 5875 (——)	0. 6125 (+0. 025)
		12月	0. 5875	0. 6375 (+0. 050)	0. 6125 (+0. 025)
		勤勉手当	1. 2 7 5	1. 3 2 5 (+0. 0 5)	1. 3 2 5 (+0. 0 5)
		6月	0. 6375	0. 6375 (——)	0. 6625 (+0. 025)
		12月	0. 6375	0. 6875 (+0. 050)	0. 6625 (+0. 025)
		合計	2. 4 5	2. 5 5 (+0. 1 0)	2. 5 5 (+0. 1 0)

※ 令和6年度分の引上げは、本年12月の支給において行う。

〔参考〕 期末・勤勉手当の年間支給月数

- ・定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

4. 6 5 月 → 4. 8 5 月 (+0. 2 0 月)

- ・定年前再任用短時間勤務職員

2. 4 5 月 → 2. 5 5 月 (+0. 1 0 月)

(3) 扶養手当の見直し

配偶者等に係る手当を廃止し、この廃止分を原資として子に係る手当額を引き上げる。

※ 3年間で段階的に実施

	令和6年度	令和7年度(案)	令和8年度(案)	令和9年度(案)
配偶者等	6, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円	廃 止
子	9, 0 0 0 円	9, 5 0 0 円	1 0, 0 0 0 円	1 0, 5 0 0 円
父 母 等	6, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円

2 施行期日等

- (1) 給料表、本年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の改正並びに令和6年度支給する初任給調整手当限度額の引上げ 公布の日

※ 給料表の改定及び令和6年度初任給調整手当限度額の引上げは、本年4月1日から適用する。

- (2) 令和7年度以降に支給する期末手当及び勤勉手当の改正 令和7年4月1日

- (3) 扶養手当の見直しに係る改正 令和7年4月1日